



地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第67号

地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(下呂市会計規則の一部改正)

第 1 条 下呂市会計規則（平成16年下呂市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任等) 第83条 法第243条の2の9第1項後段の規定 による職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略)	(職員の賠償責任等) 第83条 法第243条の2の8第1項後段の規定 による職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略)

(下呂市国民健康保険病院事業財務規則の一部改正)

第 2 条 下呂市国民健康保険病院事業財務規則（平成16年下呂市規則第154号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任等) 第66条 法第34条の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> 後段の規定により損害の賠償をしなければならない職員は、主任主査以上にある職員とする。	(職員の賠償責任等) 第66条 法第34条の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> 後段の規定により損害の賠償をしなければならない職員は、主任主査以上にある職員とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する